

旧豊中市立野田小学校跡地活用事業優先交渉権者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が誘致をめざす旧豊中市立野田小学校跡地活用事業を評価し、優先交渉権者を選定するため、旧豊中市立野田小学校跡地活用事業優先交渉権者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、旧豊中市立野田小学校跡地活用事業の評価及び優先交渉権者の選定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長及び副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。この場合において委員長となる者は、財務部担当の副市長とする。

3 委員は、財務部、都市経営部、都市計画推進部、都市活力部、都市基盤部、環境部の部長の職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、所掌事務の調査審議等のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は、予め職務を代理する者を指名することができ、その場合は前条第1項の委員とみなすものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財務部資産管理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月5日から実施する。

2 この要綱は、第2条に係る旧豊中市立野田小学校跡地活用事業の評価及び優先交渉権者の選定に関する調査審議が終了した日に限り、その効力を失う。